

他自治体の候補地選定における選定項目の例

項目		説明	前橋市該当の有無
洪水	1	河川区域・河川保全区域	・河川区域：堤防間の河川としての役割をもつ土地 ・河川保全区域：河川区域に隣接する土地
	2	洪水浸水区域	・想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
斜面崩壊	3	砂防指定地	・砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止する区域
	4	急傾斜地崩壊危険区域	・崩壊するおそれのある急傾斜地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為の禁止若しくは制限される区域
	5	急傾斜地崩壊危険箇所	・傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地
	6	山腹崩壊危険地区	・雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区
	7	深層崩壊渓流区域	・斜面崩壊のうちすべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、比較的規模の大きな崩壊現象の発生のおそれのある渓流
	8	勾配30度以上の傾斜地	・傾斜度30°以上は、急傾斜地の定義となっている（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
地すべり	9	地すべり地形箇所	・地すべり変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」の分布を示した図面の箇所
	10	地すべり防止区域	・地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する区域
	11	地すべり危険地区	・土地の一部がすべりだす危険がある地区
	12	地すべり危険箇所	・地すべりの発生する恐れがあると判断された区域のうち、公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲
土石流	14	土石流危険区域、危険渓流	・危険区域：土石流が発生した場合、土砂の氾濫が予想される区域 ・危険渓流：土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある渓流
	15	崩壊土砂流出危険地区	・大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区
土砂災害	16	土砂災害警戒、特別警戒区域	・警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等に危害が生ずるおそれがある土地の区域 ・特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域
	17	宅地造成工事規制区域	・宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域のうち、規制の必要がある区域
地震	18	活断層、推定活断層から近接したエリア	・活断層：概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層 ・推定活断層：地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの
火山噴火	19	火山砂防区域	・土砂流出の著しい火山地域及び火山活動の活発な火山地域に重点をおいて砂防堰堤等の砂防設備の整備を行う区域
	20	火山	・火山噴火予知連絡会により、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として50火山が選定されている
雪崩	21	雪崩危険箇所	・過去に雪崩が発生した又は発生するおそれがある斜面について、雪崩到達可能性のある範囲内に民家などがある箇所
津波	22	津波浸水想定区域	・最大クラスの津波をもたらす地震が発生した場合の浸水想定区域

項目		説明	前橋市該当の有無
陥没	23 炭鉱等鉱山跡地採石場跡地	・炭鉱等鉱山跡地採石場跡地の直上では、陥没の被害が想定される	×
	24 道路鉄道トンネル	・道路鉄道トンネルの直上では、陥没の被害が想定される	
液状化	25 液状化の危険度が高い地域	・地震時に作用する地震動の強さと地盤のもつてている液状化に対する抵抗力から判定した危険度が高い地域	
地盤	26 軟弱地盤	・盛土等の荷重により沈下を生じ、盛土端部がすべる等の変形が著しく、開発事業において注意する必要がある地盤	
水源	27 水源地域	・森林の水源涵養機能の維持・増進に資するため、森林を整備・保全する必要のある地域	
公園	28 国立公園	・我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景である公園	×
	29 国定公園	・国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景である公園	×
	30 県立自然公園	・都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景である公園	
	31 都市公園	・国又は地方公共団体が目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する营造物	
環境・緑地	32 近郊緑地	・首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等により良好な自然の環境を形成し、相当規模の広さのもの	×
	33 近郊緑地保全区域、特別保全地区	・保全区域：無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止等を目的として指定される区域 ・特別保全地区：近郊緑地保全区域内で上記の効果が特に著しい地域等	×
	34 緑地保全地区	・里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地で、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止等に該当する緑地	×
	35 特別緑地保全地区	・樹林地等の地区が良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止等に該当する緑地	×
	36 自然保全地域	・下記 36～39 の地域	
	37 都道府県自然環境保全地域	・自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域	
	38 自然環境保全地域	・高山・亜高山性植生(1,000ha 以上)、すぐれた天然林(100ha 以上)、特異な地形・地質・自然現象(10ha 以上)等の地域	×
	39 自然環境保全地域 特別地区	・自然環境保全地域のうち、特に保全を図るべき土地の区域	
	40 原生自然環境保全地域	・人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域 (1,000ha 以上、島嶼は 300ha 以上)	×
	41 郷土環境保全地域	・郷土的又は歴史的な特色のある区域を含む等の土地の区域であって、自然環境を保全することが特に必要なもの	×
	42 緑地環境保全地域	・歴史的、文化的、社会的資産と一緒に自然環境を形成する等の土地であって、自然環境を保全することが特に必要なもの	×
	43 湿地	・水分が飽和状態の植生地、常時・定期的に冠水する植生地、開水面、自然裸地、常時湛水する水域及びその周辺	
森林	44 国有林	・国家の所有する森林	
	45 保安林	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備等、特定の公益目的を達成するため指定される森林	
	46 地域森林計画で定める民有林	・森林整備及び保全の目標等を明らかにするため、森林計画区別に 5 年ごとにたてる地域森林計画で定める民有林	
	47 保存樹	・都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木で、市規則で定める基準に該当するもの	
	48 保存樹林	・都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹林で、市規則で定める基準に該当するもの	

項目		説明	前橋市該当の有無	
	49	保護林	・原生的な天然林などを保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持等を目的としている国有林野	×
	50	緑の回廊	・保護林同士を連結して連続した自然林を回復し、野生動植物の広域的なつながりの確保等に資する国有林野	×
	51	レクリエーションの森	・山岳、渓谷、湖沼などと一体となった美しい森林やスポーツに適した森林として選定された国有林野	
	52	ふれあいの森	・ボランティア団体などと林野庁が協定を結び、森林づくり活動等のフィールドとして提供された国有林野	×
動植物	53	鳥獣保護区	・鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域	
	54	鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域	
	55	生息地等保護区（管理区・監視地区）	・国内希少野生動植物種のうち、個体群の存続が困難であり、その生息環境を保全する必要がある地区	×
	56	動植物（希少種）の生息地	・前橋市が実施する自然環境基礎調査、自然環境調査において、市内 27 地点を対象に重要種などの生息状況が調査される	
	57	特定植物群落	・植物群落のうち、代表的・典型的なもの、代替性のないもの、きわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど	
農地	58	農用地土壤汚染対策地域	・農用地土壤及び当該農用地に生育する農作物等に含まれる特定有害物質の量が一定の要件に該当する地域	×
歴史・文化	59	史跡・名勝・天然記念物	・史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの ・名勝：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもの ・天然記念物：動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの	
	60	伝統的建造物群保存地区	・伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区	×
	61	埋蔵文化財包蔵地	・貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地	
	62	歴史的風土特別保存地区	・歴史的風土を保存するために必要な土地の区域内の特に枢要な地域	×
土地利用	63	市街化区域	・すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域	
	64	市街化調整区域	・市街化を抑制すべき区域	
	65	用途地域	・住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める地域	
	66	景観地区	・市街地の良好な景観の形成を図るために定める地区	×
	67	風致地区	・都市の風致を維持するため定める地区	
	68	農用地区域	・農業振興地域内における集団的に存在する農用地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地	
	69	農業振興地域	・今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域	
	70	農地・採草放牧地	・農地：耕作の目的に供される土地 ・採草放牧地：農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの	
	71	生産緑地地区	・市街化区域内の農地で、公共施設用地に適するもの、500 m ² （又は 300 m ² ）以上の面積等に該当する区域に定めるもの	×
	72	景観計画区域	・景観計画で定められた区域	